

新潟県人口問題対策会議設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日施行
平成 25 年 9 月 13 日改正
平成 26 年 6 月 10 日改正
平成 27 年 6 月 15 日改正
平成 27 年 9 月 15 日改正
平成 28 年 6 月 6 日改正
平成 28 年 9 月 1 日改正
平成 28 年 12 月 20 日改正
平成 29 年 3 月 30 日改正

(設置)

第 1 条 将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現に向けて、子育て支援や教育環境の充実、雇用の場の確保など人口減対策に係る課題について取り組むため、「新潟県人口問題対策会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 会議は、知事を議長とし、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、議長が必要と認めた場合は、変更できるものとする。

2 会議の下に、ワーキングチームを設置することができる。

(会議の開催)

第 3 条 会議は、議長が必要と認めた場合に開催する。

(会議の進行等)

第 4 条 会議の進行は議長が当たり、支障があるときは、議長が指定する者がこれに当たる。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、県民生活・環境部新潟暮らし推進課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成 25 年 3 月 28 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 9 月 13 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 26 年 6 月 10 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 6 月 15 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 9 月 15 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 6 月 6 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 12 月 20 日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 3 月 30 日から実施する。

(別表)

【議長】

新潟県知事 米山 隆一

【副議長】

新潟県副知事 北窓 隆子

【委員】

(庁内)

- ・ 知事政策局長
- ・ 総務管理部長
- ・ 県民生活・環境部長
- ・ 福祉保健部長
- ・ 産業労働観光部長
- ・ 農林水産部長
- ・ 教育長

(外部有識者)

- ・ 三浦 基裕 (佐渡市長)
- ・ 神田 敏郎 (阿賀町長)
- ・ 濱口 哲 (新潟大学 理事 (企画・評価担当) ・ 副学長)
- ・ 小池 由佳 (新潟県立大学人間生活学部 准教授)
- ・ 渡邊 明紀 (新潟経済同友会百年後委員会 委員長)
- ・ 曾山 稔 (一般財団法人新潟経済社会リサーチセンター 理事長)